



漫画「サザエさん」中の登場人物サザエさんを上部中央に、カツオその下部右側に、ワカメをその左側に配した各頭部画



サザエさんバス車体事件 東京地裁510526

昭和26年に、立川バスがバスの車体にサザエさんのキャラクターである「サザエ」「カツオ」「ワカメ」の3人を描き都内を観光していた。

無許諾の運行で、作者の長谷川町子が立川バスを相手に著作権侵害で昭和45年に訴え、訴訟は5年を要し争われたが、**キャラクター**は著作権上保護されるべきと認められて作者長谷川町子が勝訴した。

頭部画は、誰がこれを見てもそこに**連載漫画「サザエさん」**の登場人物であるサザエさん、カツオ、ワカメが表現されていると感得されるようなものである。つまり、そこには連載漫画「サザエさん」の登場人物のキャラクターが表現されているものといえることができる。

ところで、本件頭部画と同一又は類似のものを「漫画サザエさん」の特定の齣の中にあるいは見出し得るかも知れない。しかし、そのような対比をするまでもなく、本件においては、被告の本件行為は、原告が著作権を有する漫画「サザエさん」が長年月にわたって新聞紙上に掲載されて構成された漫画サザエさんの**キャラクターを利用**するものであつて、結局のところ原告の著作権を侵害するものといえるべきである。